

岐南町介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	岐南町地域包括支援センター
所在地	岐南町八剣7丁目107番地
連絡先	電話番号：058-247-1312
	FAX番号：058-247-1488
営業時間	月～金曜日 8：30～17：15（土日祝日休み）
サービス提供地域	岐南町

2 当事業所の法人概要

法人名	岐南町
所在地	岐南町八剣7丁目107番地
連絡先	岐南町役場
	電話番号：058-247-1331
	FAX番号：058-247-9904

3 職員の体制に関する事項（所属する職員の人数・構成）

	常勤	非常勤	常勤換算
所属する保健師の人数	1人	人	1人
所属する主任介護支援専門員の人数	1人	人	1人
所属する社会福祉士の人数	1人	人	1人
所属するその他の職員の人数	2人	人	2人

4 事業の目的・運営方針

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものであり、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行い、市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携を図ります。

5 提供する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容

契約書本文第4条～第7条に定める介護予防支援の内容は次のとおりです。

内容	提供方法
●ケアプランの作成 (契約書第4条第1号)	1 利用者のお宅を訪問、又は利用者やご家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。 2 指定介護予防サービス事業者等が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者やご家族に複数提供し、利用者にサービスの選択を求めます。 3 提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供するうえでの留意点などを盛り込んだ介護予防サービス・支援計画書（以下「ケアプラン」という。）の原案を作成します。 4 ケアプランの原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス（自己負担）を区分して、それぞれ種類、内容、利用料、プランに位置づけた理由等を利用者やその家族に説明し、その意見を伺います。 5 ケアプランの原案は、利用者やその家族と協議したうえで、必要があれば変更を行い利用者から文書による同意を得ます。
●サービス事業者等との連絡調整・便宜の提供 (契約書第4条第2号)	1 ケアプランの目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。
●サービス実施状況の把握・ケアプラン等の評価 (契約書第4条第3号)	1 利用者及びその家族と連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。 2 利用者の状態について定期的に評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じてケアプランの評価、変更等を行います。
●医療との連携・主治医への連絡 (契約書第4条第6号)	1 ケアプランの作成時（又は変更時）やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。
●財産管理・権利擁護等への対応 (契約書第4条第7号)	1 利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて必要な連絡を行います。
●ケアプランの変更 (契約書第5条)	1 利用者がケアプランの変更を希望した場合又は事業者が介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更を行います。

●要介護認定等にかかる 申請の援助 (契約書第6条)	1 利用者の意思を踏まえ、要介護認定または要支援認定 (以下、「要介護認定等」という。)の申請に必要な協力 を行います。 2 利用者の要支援認定有効期間満了の30日前には、要介 護認定等の更新申請に必要な協力を行います。
●サービス提供記録の閲 覧・交付 (契約書第7条)	1 利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の 交付を受けることができます。 2 利用者は、契約終了の際には事業者に請求して直近のケ アプラン及びその実施状況に関する書面の交付を受けるこ とができます。
●担当職員の変更	1 担当職員の変更を希望する場合は、相談窓口までご連絡 下さい。

6 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る料金

契約書第8条に定める介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに要する費用は、下記の額とします。ただし、今後、額を変更した場合は、文書にて通知します。

また、当該費用は全額介護保険給付のため、利用者負担はありませんが、保険料の滞納等により利用者負担が発生する場合があります。

項目	単位	1単位	金額
介護予防支援費	442単位	10円	4,420円
介護予防ケアマネジメント費(1ヶ月あたり)			
初回加算(※1)	300単位		3,000円
委託連携加算(※2)	300単位		3,000円

※1 新規に介護予防サービス計画等を作成する利用者に指定介護予防支援等を提供した場合の加算

※2 地域包括支援センターが指定居宅介護支援事業所に介護予防サービス計画等の作成を委託した場合に必要な情報提供に基づき介護予防サービス計画等の作成を協力して作成した場合の加算

7 契約の終了と更新について

契約の有効期間については、有効期限開始日から1年間としますが、契約期間中に利用者から事業者に対し契約終了の申し出がない場合には、継続して次の1年間この契約を自動更新させていただきます。以後の更新時についても同様とさせていただきます。この契約の解約を希望する場合には、解約を希望する日の10日前までに事業所へ申し出てください。希望する日をもって契約を解約することができます。ただし、この契約を継続しがたい正当な理由がある場合には、直ちに契約を解約することができます。

また、利用者又はその家族等が、事業者及びケアマネジャー等に対して名誉を毀損する・暴行を働く等、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合には、事業者から利用者へ文書で通知することにより直ちに契約を解約することができるものとします。

8 サービスの苦情相談窓口

● 事業所又は法人に開設された苦情・相談対応窓口

岐南町地域包括支援センター	電話番号 058-247-1312 対応時間 8:30～17:15 (土日祝日を除く)
---------------	---

● 介護保険及び総合事業の苦情・相談対応窓口

岐南町健康福祉部保険年金課	電話番号 058-247-1341 対応時間 8:30～17:15 (土日祝日を除く)
岐阜県国民健康保険団体連合会	電話番号 058-275-9826 対応時間 9:00～17:00 (土日祝日を除く)

9 居宅介護支援事業所（契約書第13条により委託した場合）

事業所名	
所在地	
連絡先	電話番号：
	FAX番号：

本書の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する契約にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

事業所

所在地 岐南町八剣7丁目107番地

名 称 岐南町地域包括支援センター

説明者氏名 印

私は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する契約にあたり、説明者より、契約書及び本書面により重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

(利用者)

住所

氏名 _____ 印 _____

(代理人)

住所

氏名 _____ 印 _____